

介護保険関係書類送付先変更申請書について

介護保険制度における被保険者証や納入通知書等の送付物については、原則として被保険者の住民票上の住所へ送付いたしますが、「介護保険関係書類送付先変更申請書」に必要書類を添えて申請することで、送付先の住所を変更することができます。

1 送付先変更に関する注意事項（※お手続きの前に必ずご確認ください）

- 申請者と送付先が異なる場合、必ず送付先の了承を得たうえでお手続きください。
- 介護保険課にてすでに発送準備が整っている書類に関しては、変更前の住所に届く場合があります。
- 住民登録地以外の住所に送付物を送付することが、個人情報の管理等において問題があると判断される場合には、送付先変更の申請を受理できないことがあります。
- ご提出いただく「介護保険関係書類送付先変更申請書」を記入される際は、裏面の記入例を参考としてご記入ください。

2 送付先変更の手続きに必要なもの

【被保険者自身が申請者となる場合】

- ① 「介護保険関係書類送付先変更申請書」
- ② 被保険者（申請者）の身元確認書類（※）

【代理人が申請者となる場合】

◆ 親族等代理人が申請者となる場合

上記の①に加えて、代理申請者（親族等代理人）及び、被保険者の身元確認書類（※）または委任状をご用意ください。

◆ 成年後見人等が申請者となる場合

上記の①に加えて、代理申請者（成年後見人等）の身元確認書類（※）及び、成年後見人等の登記事項証明書のコピーをご用意ください。

（※）身元確認書類について・・・郵送の場合はコピーを添付してください。

1点で身元確認書類とするもの	マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、在留カード、その他官公署が発行する顔写真付きの証明書
2点以上で身元確認書類とするもの	公的医療保険の資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、その他官公署が本人に対して発行する書類

注記1：マイナンバー通知カード（紙製）は身元確認書類としては使用できません。

注記2：有効期限が定められている身元確認書類は有効期限内のものに限ります。

★設定した送付先を解除する際もお手続きが必要です★

送付先変更の必要がなくなり、住民票上の住所に戻す場合は送付先解除の手続きをしてください。

「介護保険関係書類送付先変更申請書」の「送付先の解除」にをして「被保険者」欄及び代理人が申請の手続きをする場合は、「代理申請者」欄に必要事項を記入のうえご申請ください。

【ご提出・問合せ先】〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

府中市役所介護保険課 資格保険料係 電話 042-335-4021（直通）